

障害者作業所でアートを仕事に!! ~アーティスト集団 Po-zkk (ポズック) の挑戦~

障がいをもった方のアートが今注目されています。その作品は、時に優しく人々に訴えかけます。また、障がい者アートを障がい者の仕事おこしにつなげる動きも広がっています。このほど紀の川市粉河に新しくできた、社会福祉法人一麦会(麦の郷)の就労継続支援事業 B 型事業所「Po-zkk (ポズック)」所長の野中康寛さんにお話を伺いました。



県内各地のイベントにひっぱりだこ! チンドンパフォーマンス

が経ったことには、次第に利用者も増え始めました。そこで、手狭になった山崎邸の蔵から徒歩で行ける3階建てのビルに引っ越し、昨年11月25日に就労継続支援 B 型事業所「Po-zkk (ポズック)」として生まれ変わりました。

「アート」で仕事づくりを

従来、障がい者の方が働く作業所では、内職などの仕事を請け負い、それを仕事とすることで障がい者の給料(工賃)に充てていました。絵などのアート活動は、あくまで遊びの余暇活動として行っていたといいます。

「アート」を仕事にできないだろうか?

「長年福祉の事業に関わり、障がい者が生み出す作品にふれてきたスタッフはそう感じていたそうです。そんなとき、麦の郷でも働くスタッフの紹介で、音楽や絵画、造形等様々なアート活動で活躍している奥野さんというアーティストの夫婦と出会いま

楽器に絵画、雑貨に個展

「ポングリ陶画耕作所」では、使わなくなった鍋や板などの廃材を利用して手作りの楽器を使用し、チンドンパフォーマンスの展開、刺繍が得意な方が作ったアクセサリーの販売、障がい者の絵画を元にしたデザインをプリントした雑貨等の開発、個展の開催など、様々な活動に挑戦してきました。

障がい者アートの生活を支える

「B 型作業所の利用者の給料は、全体的に低いのが現実です。ただ、作品が企業などのタイアップを受け、商品化するなどであれば、もっと多くのお給料に充てることのできるかもしれない。アートを仕事として、障がい者がよりよい形で暮らしてゆければ」と野中さんはいいます。

ポズックのみならず、現在、各地のお祭りやイベント、施設の開所式など、依頼を受けて活動しています。和歌山県内の色々な場所でもポズックの活躍に出会うこともあるかもしれません。(植田祐起代)



ポズックの仲間達と



利用者がデザインから手がけた刺繍アクセサリー



音楽とナレーション、まるで演劇を観ているような臨場感の紙芝居パフォーマンス

社会福祉法人一麦会(麦の郷) 就労継続支援 B 型作業所 Po-zkk (ポズック)
紀の川市粉河 1758 TEL 0736-79-3611 FAX 0736-79-3622
Facebook 「Po-zkk (ポズック)」で検索



みんなでつくる情報板

わかやまイベントボード

●井筒和幸かく語りき。「平和と憲法について」
映画監督のほか、コメンテーターとしても活躍の井筒監督が憲法について熱く語ります。

日時 1月23日(土) 13:30~16:00

場所 和歌山県民文化会館小ホール

参加費 参加協力費 300円(和歌山県民文化会館、和歌山市民会館、宇治書店、WAY ガーデンパーク和歌山店などでチケット取り扱い)
問い合わせ 教育・文化のついで実行委員会 (073-453-9180)

●子どもたちの SOS ~今私たち大人にできること

子どもたちの「SOS」を社会はどう受け止めたらいいか考えます。

日時 1月24日(日) 13:00~16:30

場所 和歌山県民文化会館小ホール

内容 第1部:パネルディスカッション「子どもシェルターの取り組みとこれから」第2部:桐蔭高校演劇部による創作劇
参加費 無料
問い合わせ NPO 法人子どもセンター一も (073-425-6060)



このほかの情報もたくさん掲載!
「わかやまイベントボード」URL
PC 版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/>
携帯電話版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/m/>

NPO 紙上講座 (25) NPO 法人をつくろう! ⑧

A NPO 法人の事務所はどこにおいてもいいの?
B NPO 法の上では事務所をどこに置くかは法的な規程はないので、個人の自宅でも、民間の事業所でも、どこでも構わない。とはいえ、法人化したあとに事務所の住所を法務局に登録することになるので、事実上「登記ができる住所」に事務所を置くことが求められるんだ。
A 個人の自宅でも民間の事業所でもいいんだ。
B もちろん、自宅の世帯主や事業所の責任者などの了解は必要だけどね。それと仮にどこかに事務所を借りるような場合は、郵便ポストに法人名を記載できるかどうかは確認しておきたいところだ。
A そうか、郵便物が届かないと外部との連絡が取れないってことになるもんね。
B その通り。事務所の住所や代表者の氏名等を記載した「登記簿謄本」は法務局で第三者でも簡単に取得できるし、インターネットさえつながっていれば「国税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)」で全法人の事務所住所が検索できるので、それをみて法人に連絡をとりたいたいとい

う方はいるかもしれない。連絡を取りたいという方がいればそれに応えられる体制を整えておくことは法人としての「礼儀」とも言える。
ちなみに NPO 法人の事務所には電話回線を引かないといけないとは決まっていなくても、NPO 法人設立や運営にまつわる書類を提出する際、登記申請をする場合は、担当者と電話でやり取りができるよう、電話番号を書類に付記することが原則になっている。
A 法人に郵便物が届かないとどうなるの?
B それだけをもってすぐに罰則があるわけではないけれども、例えば NPO 法人にまつわる何かの制度が改正されたりして、所轄の都道府県や政令市などからその通知が送付されても、その通知を受け取ることができなければ、その改正には対応できないよね。また事業報告書の未提出や、税金の未納などがあった場合にその通知が届かなくなると、これも問題だね。
A そういうときに法人の責任が大きく問われることになるわけだ。

B なお、NPO 法人は定款に事務所の所在地を記載することが求められるのだけど、ここについては市町村名までも差し支えないということになっている。例えば「この法人の事務所は和歌山市に置く」という条文で差し支えないんだ。
A それってどういうこと?
B これまでは NPO 法人の定款にも番地表記までおこなうのが一般的だったんだけど、これだと事務所を移転するたびに定款の変更が必要になる。定款の変更をおこなうには社員総会の開催が必要で、手続きが煩雑という事情もあり、現在は定款については市町村名までの表記で大丈夫ということになったんだ。それなら同じ市町村内の移転であれば社員総会を開催する手間は省ける。しかし事務所の移転は「登記の変更」が必要で、登記の際には「いつ」「どこに(番地まで)」移転することを決めた会議の議事録が必要。最低限、理事会の議決は必要だし、郵便物の送付先が変わることになるから県庁や市役所、税務署、社会保険事務所などの行政機関と郵便局などへの届け出は欠かせない。これも結構手間がかかるよね。
A ということは、先々手間がかかることのないよう、事務所をどこに置くかもはじめのうちからしっかりと考えるのがよさそうだね。